

# 令和8年度中小事業者向け省エネ相談業務 仕様書

## 1 背景・目的

中小事業者は、省エネ対策に取り組む機会やノウハウが不足しているため、大規模事業者に比べて取組が進んでおらず、重点的な支援が必要となっている。

本事業では、中小事業者に対して、省エネに関する相談を気軽にすることができる窓口の設置、個別相談への対応、セミナー・講習会等による省エネの必要性の発信等による相談案件の掘り起こしを行い、中小事業者の温暖化対策・省エネ対策の促進を図るものである。

## 2 契約期間

契約締結日から2027年3月23日（火）まで

## 3 業務内容

### (1) 相談窓口の開設・周知

中小事業者等からの相談を受け付ける総合的な相談体制を構築するとともに、相談窓口のPR活動等を行う。

- ・事業者がアクセスしやすい相談窓口の運用
- ・省エネに関し幅広いアドバイスが可能な専門家（エネルギー管理士、技術士等の有資格者）の確保
- ・企業支援策及び省エネ事業者に関する情報の収集・整理
- ・相談窓口の広報活動

### (2) 相談への対応・アドバイス等の実施

相談者の取組状況・経営状況に合わせたアドバイス等の支援を行う。

相談は、電話、メール、Web会議ツール、窓口、訪問により行う。

また、取組実施後の効果検証等も実施する。

（相談は、県有施設の会議室で実施することも可とする。）

<相談内容の例>

- ・省エネ対策に係る支援事業者や専門家等の紹介
- ・省エネ設備の導入等に係る補助制度の案内と活用支援
- ・設備の運用に関するアドバイス
- ・県の地球温暖化対策計画書制度等の紹介
- ・優良事例の紹介 など

[目標件数]

相談件数 60回以上

(3) 省エネの必要性の発信、相談案件の掘り起こし

セミナー・講習会等を開催し、省エネの必要性を発信する。また、事業者の省エネに関する課題や要望等を把握するためのアンケート調査等を実施し、相談案件の掘り起こしを行う。なお、セミナー・講習会等の開催に際しては、県と協力して広報を実施すること。（セミナー・講習会等は、県有施設の会議室で実施することも可とする。）

※ 業務内容の詳細は、受託者決定後に県と事業者で協議の上、決定する。

#### 4 報告書等

- |               |    |
|---------------|----|
| (1) 報告書（印刷物）  | 2部 |
| (2) 報告書（電子媒体） | 1部 |

#### 5 その他

- (1) 本業務の実施によるCO<sub>2</sub>削減効果、省エネ効果等の成果を提示すること。
- (2) 相談窓口の設置や関係機関との連携を始め、業務の実施にあたっては、県と十分に協議すること。
- (3) 受託者は、適切な実施体制や作業スケジュール、管理体制により業務を実施することとし、愛知県との打ち合わせを随時行うなど、連絡調整を密に行うこと。
- (4) 受託者は、県からの求めに応じ、成果に関する進捗状況について随時報告をすること。
- (5) 本業務により実施した中小事業者等からの相談対応及び中小事業者等へのアドバイスにより知り得た情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって、自ら利用し、又は他に漏らしてはならない。なお、紹介を行った専門的知識を持った関係機関、省エネ対策支援事業者、専門家等に対しても、守秘義務を徹底させるものとする。
- (6) 本業務で作成した成果物及びその著作権の一切は、全て県に帰属するものとし、許可なく他に利用又は貸与等を行ってはならない。